

現在開発中の会計基準に関する今後の計画

2021年12月6日現在、当委員会が開発中（開発予定を含む。）の会計基準に関する検討状況及び今後の計画は、次のとおりである。

なお、当委員会における会計基準の開発に関する基本的な方針については、2019年10月30日に公表した中期運営方針を参照いただきたい¹。

I. 日本基準

1. 開発中の会計基準

(1) リースに関する会計基準

（主な内容）

日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、すべてのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討を行っている。合わせて、リースの貸手の収益認識に関する会計処理（リース業における割賦販売取引の会計処理を含む。）について検討することを予定している。

（検討状況及び今後の計画）

2019年3月に、すべてのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に着手することを決定した。これまで、関連する業界団体から意見聴取を行った後、各論点について検討を行い、公開草案の公表に向け審議を進めている。

(2) 金融商品に関する会計基準

（主な内容）

日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損についての会計基準の開発に向けて、検討を行っている。

なお、金融資産及び金融負債の分類及び測定については、今後、会計基準の開発に着手するか否かについて判断する予定である。

（検討状況及び今後の計画）

2021年8月に、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損の検討の進め方の事務局の

¹ 中期運営方針については、ASBJのウェブサイト
(https://www.asb.or.jp/project/middle_plan.html) を参照のこと。

提案を行っている。

2. 開発中の指針（実務上の取扱いを含む。）

(1) 金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い

（主な内容）

「金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い」について検討を行っている。

（検討状況及び今後の計画）

金融商品取引法上の「電子記録移転権利」に関する発行・保有等に係る会計上の取扱いについては、これまで識別した会計上の論点に関して、関係者からの意見を募集するために論点整理を公表する予定である。また、資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについても、会計上の論点の分析及び基準開発の必要性に関して、論点整理を公表する予定である。

(2) 金利指標改革に起因する会計上の問題

（主な内容）

LIBOR の公表停止に関して、LIBOR を参照する金融商品について必要と考えられるヘッジ会計に関する会計処理及び開示上の取扱いを明らかにするために、2020 年 9 月 29 日に、実務対応報告第 40 号「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（以下「実務対応報告第 40 号」という。）を公表した。そこでは、金利指標の選択に関する実務や企業のヘッジ行動について不確実な点が多いため、公表から約 1 年後に、当該取扱いについて再度確認する予定であるとしている。

（検討状況及び今後の計画）

実務対応報告第 40 号における金利指標置換後の取扱いについて、適用期限を 1 年間、延長することを検討している。2021 年 12 月に公開草案を公表することを目標としている。

(3) 税効果会計に関する指針

（主な内容）

日本公認会計士協会から公表されている税効果会計及び当期税金に関する実務指針について、基準諮問会議からの提言に基づき、当委員会への移管を 2018 年 2 月に完了した。現在、当該移管後に改めて対応すべきかどうか検討するとしていた論点のうち、法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）及びグループ法人税制が適用される場合の子会社株式の売却に係る税効果について検討している。

(検討状況及び今後の計画)

今後、進め方の検討を行う予定である。

(4) 子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係

(主な内容)

日本公認会計士協会から公表されている会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」に定められる連結財務諸表におけるのれんの追加的な償却処理について、子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係を踏まえ、検討を行っている。

(検討状況及び今後の計画)

2017年10月より検討を開始している。

3. その他の日本基準の開発に関する事項（適用後レビュー）

開示に関する適用後レビューの実施

(主な内容)

当委員会が開発する会計基準の適正手続（デュー・プロセス）は、公益財団法人財務会計基準機構の理事会が定める「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」（以下「適正手続規則」という。）に規定されており、適正手続規則では、適用後レビューの実施が定められている。

当委員会は、「開示に関する適用後レビューの実施計画」を作成し、2017年12月26日に適正手続監督委員会に報告している。

(検討状況及び今後の計画)

現在、「開示に関する適用後レビューの実施計画」に基づき適用後レビューの作業を実施している。

II. 修正国際基準

(主な内容)

修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）は、IASBにより公表された会計基準及び解釈指針についてエンドースメント手続を実施することにより開発するものである。

(検討状況及び今後の計画)

IASB から公表済みの会計基準及び解釈指針について、エンドースメント手続を実施する

時期を検討している。

以 上